

焼津市地方就職学生支援金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、東京圏の大学又は大学院（以下、「大学等」という。）を卒業した学生の移住を伴う県内就職を支援するため、大学等を卒業し、又は修了し、焼津市に移住した又は移住する見込みの者に対し、予算の範囲内において、地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県地方就職学生支援事業実施要領（令和6年3月21日付け就労第384号通知）、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）その他の法令及び関係通知のほか、及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のうち、条件不利地域を除くものをいう。
- (2) 移住 東京圏から焼津市に生活の本拠を移し、焼津市の住民基本台帳に記録されていることをいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）若しくは小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）又は平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。
- (4) 交通費 静岡県職員の旅費に関する規則（昭和34年静岡県人事委員会規則7-20）に規定する鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃をいう。
- (5) 移転費 転居費、運搬費その他東京圏から焼津市に移住するに当たり市長が必要と認める経費
- (6) 勤務地限定型社員 転勤する地域が限定されており、転勤に伴う転居が不要な社員又は転勤が一切ない社員をいう。

(対象者)

第3条 支援金の対象となる者は、申請時において、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウの全ての要件を満たすこと。

ア 移住元に関する要件

- (ア) 大学等の卒業年度又は修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、かつ、当該大学等を卒業し、若しくは修了していること、又はその見込みであること。

(イ) 大学等の卒業年度又は修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住している（大学等を卒業し、又は修了している場合においては、在住していた）こと。

イ 移住先に関する要件

(ア) 焼津市に移住していること、又は勤務地が静岡県内に所在する企業に就職することが内定していること。

(イ) 焼津市に、申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること、又は卒業後に(ア)の内定企業に就職し、焼津市に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他静岡県知事又は市長が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げるア及びイの要件を満たすこと。

ア 就業先に関する要件

(ア) 勤務地又は勤務予定地が静岡県内に所在すること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者、性風俗関連特殊営業者又は接待業務受託営業者でないこと。

(ウ) 法第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業すること、又は就業する見込みであること。

(イ) 静岡県内での勤務地限定型社員として採用されていること、又は採用される予定であること。

(ウ) 採用内定日が、卒業年度又は修了年度の10月1日以降であること。

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 勤務地が静岡県内に所在する企業への就職活動に要した往復交通費に相当する額（就業先から就職活動に要した交通費に対する支援を受けている場合は、その額を控除した額）とし、5,940円を上限とする。
- (2) 移転費に相当する額（就業先から移転費に対する支援を受けている場合は、その額を控除した額）とし、66,000円を上限とする。

2 交付回数は、前項各号につきそれぞれ一人1回を限度とする。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大学等を卒業し、又は修了した日から1年以内（大学等に在学中の場合においては、就業を開始する予定の前日1年以内）で、かつ、市長が別に定める日までに、地方就職学生支援金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書の写し又はその他の提示により本人確認できる書類の写し
- (2) 地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書（第1号の2様式）
- (3) 就業（内定）証明書（地方就職学生支援金の申請用）（第2号様式）
- (4) 交通費又は移転費の領収書
- (5) 卒業証明書、修了証明書又は別表に掲げる証明書類等
- (6) 別表に掲げる移住元の住所を確認できる書類
- (7) 口座振込依頼書（第3号様式）
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 支援金の返還要件に該当することとなった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び焼津市から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

(交付の決定等)

第7条 市長は、支援金の交付を決定したときは、交付決定通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果支援金の交付を不相当と認める場合は、その旨申請者に通知する。

3 市長は交付決定の日から1か月以内に支援金の交付を行うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、地方就職学生支援金交付決定通知書再

交付願（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定通知書再交付の決定）

第9条 市長は、前条の再交付を認めたときは、地方就職学生支援金の交付決定通知書（再交付）（第6号様式）により交付するものとする。

（支援金の返還）

第10条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合には、支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ 在学中に交通費の交付を申請した場合には、申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職への就業を行わなかったとき。

ウ 在学中に交通費を交付を申請した場合には、申請日から1年以内に焼津市に転入しなかったとき（ただし、申請時にすでに焼津市の住民基本台帳に記録されている場合を除く。）。

エ 就業日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に第3条第2号の要件を満たした静岡県内の別の企業等に就業する場合を除く。）

オ 転入日（住民票を移さず転出していた者については、就業を開始した日又は申請日のいずれか遅い日）から3年未満に焼津市から転出した場合

(2) 半額の返還

転入日（住民票を移さず転出していた者については、就業を開始した日又は申請日のいずれか遅い日）から3年以上5年以内に焼津市から転出した場合

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第5条関係）

証明書類	備考
在学証明書	卒業学年又は修了学年であることの確認ができるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・押印（大学等の印）すること。
移住元の住所を確認できる書類	住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業

	年度又は修了年度の複数月の家賃の振り込み明細や引き落とし履歴をあわせて提出)、卒業年度又は修了年度の複数月の公共料金領収書（申請者の氏名及び住所の記載があるものに限る。）等
--	--